

# ○商標法

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条（〇号）（平成二九・一・二六までに施行）

## （証明等の請求）

### 第七一条①③（略）

④ 商標登録又は防偽標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。